

## 企業・団体の皆さま

# 「広報おおの」に広告を掲載してみませんか？

毎月、大野町内のご家庭に配布している町広報紙「広報おおの」に有料で広告掲載ができます。企業や団体のイメージアップ等に、ぜひ広告掲載をご検討ください。

なお、「広報おおの」は、毎月1回7,600部発行し、各地区の広報委員を通して各世帯に配布するほか、関係団体等に贈呈したり、町公式ホームページに掲載するなど、幅広く配布・掲示しております。

### ◎広告掲載概要

掲載期間	1カ月（ただし、12カ月まで掲載可能） ※広報紙1号につき12枠までのため、枠を超える複数の申込があったときは、受付日の早い広告を優先します。なお、受付は、発行日の6カ月前から40日前までとします。
掲載場所	広報おおの2色刷頁下段
掲載規格と料金 （全2色まで※ 黒一色刷推奨、料 金は税込み）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1枠 タテ45mm×ヨコ52mm 12,000円</li><li>・ 2枠 タテ45mm×ヨコ110mm 22,000円</li><li>・ 3枠 タテ45mm×ヨコ168mm 32,000円</li></ul>
申込方法と原稿 の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「広報おおの」広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載しようとする原稿と原稿データを添付して、総務課まで申し込んでください。※申込書は、町公式HPでダウンロードできます。</li><li>・ 原稿作成にかかる費用は広告主が負担してください。</li></ul>
掲載条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「大野町広告掲載要綱」及び「大野町広報紙に掲載する広告の取扱要領」によります。必ず確認してください。</li><li>・ 条件に該当しないものは、掲載をお断りすることがあります。</li></ul>

### ◎令和8年度広報発行日・広告掲載申込締切日

月号	発行日	申込締切日
4	3/27	2/18
5	4/24	3/19
6	5/29	4/20
7	6/26	5/22
8	7/31	6/25
9	8/28	7/16
10	9/25	8/18
11	10/30	9/24
12	11/27	10/21

月号	発行日	申込締切日
1	12/25	11/19
2	1/29	12/16
3	2/26	1/20

#### 申込み・問合せ先

大野町役場 総合政策部総合政策課

☎0585-35-5363

（直通）

✉seisaku@town-ono.jp



ホームページ



Information

お知らせ

同日開催の「道の駅体験イベント」  
7月11日(水)～20日(金)  
ゆづりあふちで道の駅体験イベント  
●すべての高齢者の交通手段禁止  
●チャイルドシート、チャイルドブースの正しい使用の徹底  
●鉄道運転の徹底

7月は「社会を明るくする運動」  
犯罪予防月間  
近年、犯罪や非行に対する不安感が社会全体に広がっており、安全、安心な社会を築いていくことが求められています。誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくためには、地域住民の、地域に対する思いと積極的な参加が必要です。  
社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人々や非行をした少年たちや更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。  
今年も「犯罪や非行のない安全、安心な地域社会を築くための取組を進めよう」と(犯罪や非行をした人たちの立ち寄りや更生)を行う目標として、運動が展開されます。皆さんのご協力とご協力ををお願いします。

世界社会連帯運動「アジア・アフリカ」  
入札資料のお知らせ  
開札会(開札会)として、

町民の森の伐採は届出を  
民有林の立木を伐採するときは、森林所有者等あらかじめ町長に届出してください。届出なく伐採したときは、森林法の適用により罰せられる場合があります。

事業主の皆様へ  
労働保険と雇用保険の申告・納付期間は、7月10日までです。雇用労働、各労働基準監督署では、申告書の交付を行っておりますが、期間満了は、窓口で大変混雑することが予想されますので、お早めにお出してください。なお、手続きは、インターネットで電子府庁の総合窓口「イータブ」からもご利用いただけます。

平成30年度 岐阜県高専公開講座  
「認知症の家族の介護体験」講演会  
内容 認知症の人の介護体験の講演はか  
日程 7月19日(木)午後1時30分～午後3時0分  
場所 池田町福祉センター

1 枠

2 枠

3 枠

【参考・大野町広告掲載要綱(抄)】

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 屋外における広告については、前各号に掲げるもののほか、その内容及びデザインが美観風致を損ない、又は交通の安全を阻害するおそれがあるものとして別表第1に掲げる基準に該当するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 広告掲載に係る広告の範囲及び広告の表示内容に関する基準は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に掲げる業種又は事業者は、広告掲載をすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(次号において「風俗営業」という。)に属する業種
- (2) 風俗営業に類似する業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造又は販売
- (5) ギャンブルに関わるもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している業種又は事業者
- (7) 法令等の規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似の行為を行う施設
- (9) 次に掲げる手続のいずれかを行っている事業者

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続  
イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続  
ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続

- (10) 法令等の規定に違反しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする業種又は事業者として町長が不適当であると認めるもの